

1	区分	内 容	備考
中型まき網漁業	漁業種類	いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付 中型まき網漁業 ----- いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする2そうまき無動力 中型まき網漁業	全隻数：11隻 うち総トン数 15トン以上の 網船の隻数： 11隻 （令和2年農 林水産省告示 第2229号）
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
制限措置	船舶の総トン数	<ul style="list-style-type: none"> ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上15トン未満の場合にあつては、10トン以上15トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が15トン以上20トン未満の場合にあつては、15トン以上20トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が20トン以上25トン未満の場合にあつては、20トン以上25トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が25トン以上30トン未満の場合にあつては、25トン以上30トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が30トン以上35トン未満の場合にあつては、30トン以上35トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が35トン以上40トン未満の場合にあつては、35トン以上40トン未満 	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
操業区域	(1) 15トン以上階層の船舶 島根・山口両県界から正北西の線以東の島根県沖合海面 (2) 15トン未満階層の船舶 許可等の申請者が住所又は事務所を有する地区の沖合海面とする。 ①大田市、出雲市界から真方位329度の線以東の出雲地区沖合海面 ②島根・山口両県界から正北西の線と大田市、出雲市界から真方位329度の線との両線間における石見地区沖合海面 ③北緯35度50分11秒（日本測地系北緯35度50分）以北の隠岐地区沖合海面		
漁業時期	1月1日から12月31日まで		
漁業を営む者の資格	島根県内に住所又は事務所を有する漁業者		

2 小型機船底びき網漁業	漁業種類	手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	<ul style="list-style-type: none"> ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上15トン未満の場合にあつては、10トン以上15トン未満 	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	制限措置 操業区域	<p>許可等の申請者が住所又は事務所を有する地区の沖合海面とする。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>[石見地区] 出雲市大社町日御碕灯台から正北の線と島根・山口両県界から正北西の線との両線間における島根県沖合海面</p> <p>[出雲地区] 大田市、出雲市界から正北西の線と松江市美保関町地藏崎灯台から正北北東の線との両線間における海面のうち、北緯35度50分11秒（日本測地系北緯35度50分）以南の出雲地区沖合海面</p> <p>[隠岐地区] 北緯35度50分11秒（日本測地系北緯35度50分）以北の隠岐地区沖合海面</p>	
	漁業時期	9月1日から翌年5月31日まで	
	漁業を営む者の資格	島根県内に住所又は事務所を有する漁業者	

3 小型機船底びき網漁業	漁業種類	手繰第二種漁業（えびびき網漁業）	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	5トン未満	
	制限措置 推進機関の馬力数	<ul style="list-style-type: none"> ・現に許可又は起業の認可を受けている推進機関の馬力数が30馬力又は94キロワット以下の場合にあっては、30馬力又は94キロワット以下 ・現に許可又は起業の認可を受けている推進機関の馬力数が30馬力又は94キロワットを超える場合にあっては、30馬力超50馬力以下又は94キロワット超220キロワット以下 	
	操業区域	<ul style="list-style-type: none"> ①松江市美保関町地蔵崎突端から正北の線以東の島根県沖合海面及び美保湾（鳥取県の共同漁業権区域を除く。） ②松江市美保関町地蔵崎突端から正北の線と松江市島根町多古鼻突端から正北の線との両線間における島根県沖合海面 ③松江市美保関町地蔵崎突端から正北の線と松江市美保関町津ノ和鼻突端から正北の線との両線間における島根県沖合海面 	
	漁業時期	5月1日から翌年2月末日まで	
	漁業を営む者の資格	島根県内に住所又は事務所を有する漁業者	

4 小型機船底びき網漁業	漁業種類	手繰第一種漁業（いか巣びき網漁業）	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	3トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	大社湾	
	漁業時期	3月10日から8月31日まで	
	漁業を営む者の資格	島根県内に住所又は事務所を有する漁業者	

5 かご漁業	漁業種類	ばいかご漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	5トン以上60トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	〔隠岐地区に住所又は事務所を有する漁業者〕 島根県沖合海面 〔その他の地区に住所又は事務所を有する漁業者〕 日御碕灯台から正北の線以西の島根県沖合海面	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで (他の漁業を兼業する者にあつては、兼業する漁業の漁業時期を除く。)	
	漁業を営む者の資格	島根県内に住所又は事務所を有する漁業者	